

令和7年度第3回山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年6月16日(月) 午前9時30分～午前10時30分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員19名中15名)

荒瀬 澄枝、上田 正士、小野 悟、小野 基之、
片山 潤之、賀屋 忠之、徳田 文雄、長尾 誠大、
中川 恵美子、西村 健、藤原 敏郎、八木 学、
安田 敏男、安野 正純、吉武 和子

(2)欠席委員(4名)

伊藤 良一、井上 浩一郎、恒富 竹司、中野 克俊

(3)事務局

森野局長・松永副参事・多田主幹・宮崎副主幹

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和7年度第3回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名中、出席15名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

小野 基之(おの もとゆき) 委員 及び、

片山 潤之(かたやま ひろゆき) 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、仁保上郷、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は387アールとなります。

議案第2号、仁保下郷、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は56アールとなります。

議案第3号、上小鯖、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は45アールとなります。

議案第4号、鑄銭司、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は4アールとなります。

議案第5号、鑄銭司、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は93アールとなります。

議案第6号、秋穂二島、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は4アールとなります。

議案第7号、秋穂二島、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は4アールとなります。

議案第8号、秋穂東、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は31アールとなります。

議案第9号、江崎、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は50アールとなります。

議案第10号、佐山、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は2アールとなります。

議案第11号、阿東地福上、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は151アールとなります。

議案第12号、阿東地福下、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は102アールとなります。

議案第13号、阿東地福下、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は124アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案9ページをお開きください。合わせて、参考位置図14ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第14号、大内千坊二丁目、用途地域内にある第3種農地を、貸駐車場として整備するものです。

当該計画については、事業計画変更申請がありますが、後程ご説明します。

議案第15号、糸米一丁目、用途地域内にある第3種農地を、資材置場として整備し、貸し出すものです。

議案第16号、徳地深谷、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、植林をするものです。

なお、申請地は、平成26年に農地法の許可を得ることなく植林をしたものですが、徳地地区協議会で追認申請を認められ、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A委員

議案第16号の無断転用は、委員さんが発見されたのですか？

B委員

私の地元の方で、新規就農希望の方と、ちょうど相続の関係で不動産一式を手放したい方がおられたましたので相談に乗っておりましたが、所有権移転登記の際に、当該地の地目が農地であることに気付かれたものです。

譲り渡し人のお父さんが、生産調整の関係で森林組合に依頼され、きれいに植林されたもので、無断転用の審議を経て、このたび議案として上程されたものになります。

会長

他にご意見はありますか？

ないようでしたら、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案12ページをお開きください。合わせて、参考位置図17ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第17号、仁保中郷、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第18号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

当該計画については、事業計画変更申請がありますが、後程ご説明します。

議案第19号、大内御堀二丁目、用地地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

議案第20号、大内問田四丁目、用途地域内にある第3種農地に、共同住宅の駐車場を増設するものです。

議案第21号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第22号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農

地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第23号、維新公園六丁目、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第24号、吉敷中東一丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第25号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築し、販売するものです。

議案第26号、朝田、用途地域内にある第3種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第27号及び議案第28号は、同一事業者による同一事業ですが、権利移動の区分がそれぞれ、所有権移転と賃貸借の設定と異なるため、別々の申請となっているものです。議案の説明は一括して行います。

議案第27号及び議案第28号、朝田、用途地域内にある第3種農地に、駐車場を整備するものです。

なお、申請地は地域計画に位置付けられた農地であり、地域計画変更公告と同時施行とします。

議案第29号、秋穂二島、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第30号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第31号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、

太陽光発電設備を設置するものです。

議案第32号、嘉川、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第33号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第34号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第35号、佐山、集団的に存在する第1種農地に、駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、国道の沿道の区域の流通業務施設であり、農地法施行規則第35条第1項第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第36号、徳地小古祖、集団的に存在する第1種農地に、資材置場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

また、盛土規制法の申請受けと同時施行といたします。

議案第37号、徳地鯖河内、公共施設から比較的近い距離にある第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地

区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願ひいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

【意見なし】

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第24号及び第35号並びに第36号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、ほかの議案については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事業計画変更に係る議案について、事務局より議案説明をお願ひします。

事務局

議案25ページをお開きください。合わせて、参考位置図34ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第38号、大内千坊二丁目、用途地域内の第3種農地です。申請人は、市内に居住する者です。

この事案につきましては、令和4年5月19日付で自己用住宅を目的とした農地法第4条の許可を受けましたが、建築費用の高騰により、資金不足となったため、事業目的を変更し、貸駐車場を整備するものです。

議案第39号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は、市内に居住する者です。

この事案につきましては、昭和61年1月29日に住宅を目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、親の介護が必要になったため建築を断念していたところ、子供より申請地を借り受け自己用住宅を建築したいという申し出があったため、事業の承継をするものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、北部地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び北部地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく願いします。

【意見なし】

会長

以上で、事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。議案第38号及び議案第39号につきましては「承認」することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更に係る議案については、「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案27ページをお開きください。

議案第40号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計55筆 80,746㎡です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市より農業委員会の意見が求められたものです。よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積等促進計画の案について、「異議なし」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積等促進計画の案については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。
議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案28ページをお開きください。合わせて、参考位置図36ページ以降を御覧ください。

議案第41号から議案第44号について、一括で説明いたします。

川東地区2件、川西地区1件、阿東地区1件の議案です。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第42号及び議案第44号については、昭和45年10月以降で20年以上経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第41号及び議案第43号については、荒廃で面積が500㎡以上のため、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いいいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があれ

ばお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。

現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、現況証明を発行することといたします。

続きまして、土地改良事業参加資格交替申出書についての審議を行います。

議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案29ページをお開きください。

土地改良法第3条第1項第2号及び同法施行規則第2条第1項第3号の規定による土地改良事業参加資格交替の申し出についてです。

県営鑄銭司地区農業競争力強化基盤整備事業の土地改良事業計画において、農地中間管理事業により貸借の権利が設定された農地については、耕作者が事業参加者となるため、申し出により、所有者を事業参加者に変更するものです。

御審議よろしくお願いいいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。

土地改良事業参加資格交替の申し出について、承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、土地改良事業参加資格交替の申し出について承認することといたします。

続きまして、水田埋立による(畑地・水田)造成届の取扱いについての審議を行います。

議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案30ページをお開きください。

水田埋立による(畑地・水田)造成届の取扱いについてです。

「山口市農業委員会農地法関係事務処理要領」に定めております、「水田埋立による(畑地・水田)造成届」について、本年4月から、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用が本県においても始まりましたこと等から、議案のとおり、その取扱いを改めるものです。

御審議よろしくお願ひいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

C委員

これは、届出で良いということですか？もし3,000㎡を超える申請が出てきたらどうなるのですか？

事務局

こちらの方に出している基準を満たすものは、いわゆる簡易な造成として、いままでどおり届出対象で対応します。これを超えるものは畑地造成の期間中は耕作が出来なくなることで、一時転用の許可対象として審査します。一時的に農地ではなくなるという考え方です。

会長

各地区協議会で説明されていますので、皆さん了解されていると思います。

他にご意見はありませんか。

なければ採決に入ります。

水田埋立による(畑地・水田)造成届の取扱いについて、承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、水田埋立による(畑地・水田)造成届の取扱いについて承認することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。6月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和7年度第3回山口市農業委員会総会議事録である。

令和7年6月16日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 小野 基之

署名委員 片山 潤之

記 録 者 宮崎 聡子